

7 大津市廃棄物処理対策本部設置規則

昭和 55 年 10 月 1 日

規則第 44 号

(設置)

第 1 条 市内の家庭、事業所等から排出される廃棄物(ふん尿を除く。以下同じ。)の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、本市に大津市廃棄物処理対策本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (2) 大津市総合計画基本構想等関係する諸計画との調整に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化及び資源化再利用についての市民及び事業者の意識高揚に関すること。
- (4) その他廃棄物処理の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

2 本部長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、環境部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、政策調整部長、総務部長、市民部長、福祉子ども部長、健康保険部長、産業観光部長、都市計画部長、建設部長及び環境部政策監の職にある者をもって充て、並びに企業局長及び教育部長の職にある者に対し市長が委嘱する。

(平 7 規則 25・平 9 規則 37・平 12 規則 36・平 13 規則 39・平 17 規則 35・平 19 規則 28・平 20 規則 2・平 20 規則 28・一部改正)

(職務)

第 4 条 本部長は、市長の命を受け、本部の事務を総括し、部下を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(専門部)

第 5 条 必要に応じ、本部に専門部を設置することができる。

2 専門部に属する委員は、本部長が指名する。

3 専門部に専門部長を置き、専門部委員の互選によって定める。

(関係者の出席)

第 6 条 本部長又は専門部長は、必要があると認めるときは、本部又は専門部の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第 7 条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

(職員)

第 8 条 事務局に局長を置き、環境部ごみ減量推進課長の職にある者をもって充てる。
(平 6 規則 73・平 9 規則 37・平 17 規則 35・一部改正)

(庶務)

第 9 条 事務局の庶務は、環境部ごみ減量推進課において処理する。
(平 6 規則 73・全改、平 9 規則 37・平 17 規則 35・一部改正)

(委任)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。
付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規則は、廃止する。

(1) 大津市産業廃棄物処理問題対策本部設置規則(昭和 53 年規則第 1 号)

(2) 大津市ごみ減量運動推進本部設置規則(昭和 53 年規則第 3 号)

付 則(昭和 56 年 1 月 14 日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 60 年 4 月 1 日)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 61 年 4 月 1 日)抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成元年 4 月 1 日)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 3 年 4 月 1 日)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 28 日)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大津市廃棄物処理対策本部設置規則の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年 4 月 1 日)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 9 年 4 月 1 日規則第 37 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 4 月 1 日規則第 36 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 13 年 4 月 1 日規則第 39 号)抄

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年 4 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 28 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 15 日規則第 2 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日規則第 28 号)抄
(施行期日等)

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。